

# 特記仕様書

委託業務名 令和7年度森林境界明確化支援業務  
業務場所 大津市葛川細川町ほか（別添「業務箇所位置図」のとおり）

## 第1条（適用範囲）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書(令和2年10月)、滋賀県土木交通部）」（以下「共通仕様書」という。）に準拠する。

ただし、本特記仕様書と「共通仕様書」が、重複する事項で内容が一致しないときは、本特記仕様書または、監督職員の承認・指示が優先する。

## 第2条（業務の目的）

本業務は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条に基づき、大津市が「森林経営管理権集積計画」の作成を検討するにあたり、森林の境界を明確にするための森林境界推測図を作成し、森林所有者等に提案及び確認を行うことを目的とする。

なお、本仕様書における「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

また、本業務で作成したデータは大津市統合型GISへ登録するデータとして作成するものとする。

## 第3条（業務概要）

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- 1 計画準備
- 2 資料整理
- 3 現地踏査
  - ・ 2箇所（4筆）
- 4 森林境界推測図作成
  - ・ 区域：大津市葛川細川町ほか 面積：9.89km<sup>2</sup>
  - ・ 筆数：2,319筆 森林所有者等：244名
- 5 地権者報告会案内状作成
- 6 地権者報告会案内状発送
- 7 地権者報告会開催支援
- 8 所有者毎の位置図及び推測図作成
- 9 成果物とりまとめ
- 10 打合せ協議（3回）

## 第4条（履行期間）

履行期間は、契約締結日の翌開庁日から令和8年3月19日までとする。

## 第5条（資格要件）

過去5年以内に、国又は地方公共団体との間で、本業務と同種の森林境界明確化支援業務（合成公図・航空レーザ解析成果を用いた森林境界推測図等の作成、森林所有者への説明会開催支援等）に係る契約を締結し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有していること。及び、管理技術者として公益社団法人日本測量協会による空間情報総括管理技術者の登録を受けている者、又は公益社団法人日本測量調査技術協会による地理情報標準認定資格上級技術者の登録を受けている者を

配置することができる者であること。

#### 第6条（その他の特記事項）

1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議の上、決定するものとする。

2 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

3 次の表の左欄に掲げる共通仕様書の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第101条第1項	滋賀県土木交通部	大津市
第102条第1項	滋賀県知事	大津市長
第102条第3項	職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、委託業務監督・検査要領第5に規定する	職務を行う者で、
第102条第4項	契約書第30条第2項	契約書第2条第2項
第102条第5項	契約書第9条の2第1項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第102条第9項	「土木設計業務等委託契約書」	「委託契約書」
第105条第1項	滋賀県の定める公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準	大津市の定める公共測量作業規程
第108条第3項	契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項	監督職員の権限は、土木設計業務等委託必携（滋賀県土木交通部）土木設計業務等委託契約書第8条第2項
第116条第1項	契約書第13条に定める地元関係者	地元関係者
第117条第1項	契約書第14条の定めに従って、監督職員	監督職員
第118条第1項	業務完了報告書	完了届
第118条第3-1項	滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）	大津市電子納品運用ガイドライン
第118条第3-1項	で正、副の2部提出する	について協議により提出部数を決定する
第120条第1項	契約書第30条第1項	契約書第2条第1項
第121条第4項	契約書第30条第2項に基づき検査	検査
第124条第3項	契約書第21条の規定に基づき、	その責めに帰すことができない事由により
第125条第1項	契約書第19条第1項の規定により、次の各号	次の各号
第128条第1項	契約書第32条の規定に基づき、受注者に	受注者に
第129条第1項	契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを	受注者は、契約書第7条に規定する承諾の有無にかかわらず、次の各号に掲げるものを
第129条第4項	滋賀県	大津市
第130条第1項	受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い	受注者は
第131条第1項	契約書第1条第5項	契約書第10条
第135条	契約書第11条の規定に基づき	設計図書に定めるところにより

4 共通仕様書第111条第3-1項、第123条第1項第4号、第124条第4項、第126条及び第127条の規定は適用しない。

## 第106条 業務の実施

作業の細目は次のとおりとする。

### 1. (計画準備)

本業務を実施するに当たり、業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。なお、業務計画書に記載する内容は、次のとおりとする。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務工程

エ 業務組織計画

オ 打合せ計画

カ 使用する主な図書及び基準

キ 使用機材

ク 成果品の内容、部数

ケ その他

業務の実施中に、作業要領などが変更となった場合には、業務計画書を適宜修正するとともに、発注者の承認を得るものとする。

受注者は、各種データを取り扱うための作業用ツールまたは、作業用地図情報システム（以下「GIS」という。）を準備するものとする。

### 2. (資料整理)

受注者は、発注者が貸与する各種資料を本業務で効率良く利用できるように整理するものとする。また、収集資料は、必要に応じて適宜複製を作成しても良いものとするが、発注者の承認を得るものとする。

後述する貸与資料以外で、業務を実施する上でほかに必要となる資料が生じた場合には、発注者と受注者の双方で協議を実施し、適宜貸与するものとする。

### 3. (現地踏査)

受注者は、基本として2箇所について現地踏査を実施するものとする。

- (1) 踏査箇所は、踏査区域の外周と、リモートセンシングデータでの確認が困難な箇所とする。
- (2) 現地踏査において、境界標（境界木・境界石など）が確認された場合は、必要に応じてGNSS測量機などを用いる測量方法（DGPS法や単点観測法などの簡易な測量手法を含む。）によりその位置座標を計測し、現地踏査計測簿にとりまとめるものとする。
- (3) 物証などの確認に有効な景観、境界などを示す地物等をデジタルカメラなどにより撮影するとともに、その撮影地点をGPSロガーなどで記録し、撮影地点情報付写真データを作成するものとする。
- (4) 現地踏査結果の各種情報はGISデータとして整理し、現地踏査図として取りまとめるものとする。なお、現地踏査図の縮尺は、1/2, 500または1/5, 000とし、様式については、発注者との協議のもと決定する。

### 4. (森林境界推測図作成)

受注者は、本業務でおこなった現地踏査の結果及び地元が作成した図面などに基づき、令和6年度森林境界明確化支援業務で実施した成果の森林境界推測図の素案図について境界や配置等を修正し、森林境界推測図を作成する。

森林境界推測図には、計測した物証などの位置情報を掲載し、境界根拠を明示するように作成する。

#### 5. (地権者報告会案内状作成)

受注者は、発注者と調整の上、本業務で作成した森林境界推測図について報告会を実施する案内状の作成を行うものとする。

#### 6. (地権者報告会案内状発送)

受注者は、前項で作成した地権者報告会案内状を発送するものとする。なお、発送は特定記録郵便にて行うものとする。

- (1) 開催にかかる会場及び開催日程を発注者と協議するものとする。
- (2) 報告会案内状発送先氏名並びに住所は発注者と充分協議するものとする。
- (3) 報告会案内状には、参加有無等の返信用紙も含むものとする。
- (4) 報告会案内状の発送にかかる、封筒及び切手（返信用も含む）の費用負担は受注者が行うものとする。

#### 7. (地権者報告会開催支援)

受注者は、本業務で作成した森林境界推測図について地権者報告会を開催するものとする。

- (1) 開催場所は、発注者が準備するものとする。
- (2) 地権者報告会は、受注者において発注者と協議の上、対象とする地権者に通知するものとする。
- (3) 地権者報告会の資料は、発注者と協議の上決定し、受注者が資料全てを用意するものとする。
- (4) 地権者報告会では、当該業務の概要及び森林境界推測図並びに各種リモートセンシングデータの概要について説明するとともに、森林境界推測図の作成範囲と境界の作成方法及び所有者の状況などを説明するものとする。
- (5) 地権者報告会の議事録は、受注者が取りまとめ、発注者へ内容確認を行った上、提出するものとする。なお、議事録様式は、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (6) 地権者報告会は、森林境界推測図の説明で3日開催するものとし、開催日は発注者と協議を行い決定するものとする。

#### 8. (所有者毎の位置図及び推測図作成)

受注者は、作成した森林境界推測図に基づき、所有者毎に位置図及び推測図を作成するものとする。

また、位置図及び詳細図のレイアウトについては発注者と協議の上、決定するものとする。

#### 9. (成果物とりまとめ)

受注者は、本業務で整備する各種データ等を納品用の成果データとして、下記の内容で、整理及びとりまとめするものとする。

受注者は、森林境界推測図 (A0 カラー) を 1 部出力し、納品するものとする。なお、森林境界推測図の仕様については、発注者と協議の上、決定するものとする。また、森林境界推測図は紙で出力したものを PDF で出力し、森林境界推測図データは、大津市統合型 GIS へ登録できる汎用的な形式 (Shape形式) で納品するものとする。

#### 第110条 担当技術者（管理技術者）

管理技術者は、空間情報総括監理技術者又は地理情報標準認定資格上級技術者の資格を有するものを従事させるものとする。

#### 第112条 打合せ等

業務における打合せは業務着手時、中間打合せ時（1回）、成果とりまとめの段階時を基本とし、必要に応じ随時行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、主要な打ち合わせには、原則として主任技術者が出席するものとする。

#### 第114条 資料等の貸与及び返却

本業務の実施にあたり、発注者は受注者に各号に掲げる資料を貸与するものとするが、受注者は貸与資料の取扱いについては十分に注意し、汚損、破損の無いように慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については発注者の許可無くして複製してはならず、本業務以外での使用を禁止する。媒体で貸与された資料について、業務完了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

貸与資料は以下のとおりとする。

- ①法務局地図データ (XML形式)
- ②法務局登記データ (CSV形式)
- ③森林簿データ (CSV形式)
- ④旧森林計画図データ (Tiff形式)
- ⑤森林計画区域データ (Shape形式)
- ⑥森林基本図ラスタデータ (Tiff形式)
- ⑦航空写真画像データ (Tiff形式またはBMP形式)
- ⑧航空レーザ地形解析成果 (微地形表現図等) (Tiff形式)
- ⑨航空レーザ森林資源解析成果 (林相区分データ・資源情報データ等) (Tiff形式またはShape形式)
- ⑩境界明確化事業成果 (Shape形式または紙データ)
- ⑪合成公図データ (Shape形式)
- ⑫令和6年度森林境界明確化支援業務成果
- ⑬その他本業務に必要な資料

#### 第117条 土地への立入り等

受注者が第三者の占有する土地等に立ち入って作業（現地測量等）を行う場合には、必ず事前に土地占有者の了解を得て、地元住民への配慮に心がけなければならない。また、身分証明書を携帯し、いつでも提示できるようにしなければならない。

#### 第118条 成果物の提出

本業務の成果品については、電子データ、書類によって提出し、本市の承認後、期限内に納品すること。また、成果品の著作権・所有権は、受託者及び第三者が保有する著作権・所有権を除き、全て本市に帰属とし、本市の許可なく外部に貸与、使用または公表してはならない。

成果品は、下記のとおりとする。

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 森林境界推測図 (shape 形式)            | 1 部   |
| ② 所有者確認リスト (Excel 形式)           | 1 式   |
| ③ 地権者説明会議事録 (Word 形式)           | 1 式   |
| ④ 現地踏査計測簿                       | 1 式   |
| ⑤ 現地踏査図 (PDF 形式)                | 1 式   |
| ⑥ 位置図 (PDF 形式)                  | 1 式   |
| ⑦ 詳細図 (PDF 形式)                  | 1 式   |
| ⑧ 打合せ記録簿                        | 1 式   |
| ⑨ 上記①～⑧のデータ (DVD-ROM 又は CD-ROM) | 1 セット |
| ⑩ その他、本市が指示した成果品                | 1 式   |

製本サイズはA-4を基本とする。(市販のチューブファイル綴じ)

表紙には、業務番号・業務名・作成年月日・発注者・受注者名を記載すること。

提出先大津市役所産業観光部農林水産課

#### 第119条 関係法令及び条例の遵守

本業務は、本特記仕様書並びに契約書によるほか、次に挙げる関係法規を準用しなければならない。

- ① 森林法 (昭和26年法律第249号)
- ② 森林経営管理法 (平成30年法律第35号)
- ③ 測量法 (昭和24年法律第188号)
- ④ 航空法 (昭和27年法律第231号)
- ⑤ 地理空間情報活用推進基本法 (平成19年法律第63号)
- ⑥ 大津市公共測量作業規程
- ⑦ 公共測量「作業規程の準則」
- ⑧ 個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号)
- ⑨ 大津市個人情報保護条例
- ⑩ 大津市個人情報保護条例施行規則
- ⑪ 著作権法 (昭和45年法律第48号)
- ⑫ 地籍調査作業規程準則
- ⑬ リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル  
(平成30年5月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- ⑭ リモートセンシングデータを活用した基本調査における集会所等での説明会実施の手引  
(令和元年12月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- ⑮ 航測法を用いた地籍調査の手引  
(令和4年4月19日国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官事務連絡)
- ⑯ 航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル (令和7年4月)
- ⑰ 大津市財務規則
- ⑱ その他関係法令及び条例並びに規則等

#### 第128条 部分使用

本業務の成果品は、納品後に大津市の運用する大津市地図情報システム (統合型GIS) の森林カスタムフォームでの閲覧等を行うため、最終成果品の提出に先立ち発注者の求めに応じて一部データについて、その運用確認のための部分使用について同意するものとする。

#### 第132条 個人情報の取扱い

受注者は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また個人情報に関する貸与資料について「大津市個人情報保護条例」を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

受注者は、本業務の実施にあたっては、下記の認証取得の環境下において業務遂行し、情報の保護に努めなければならない。業務着手前に認証を証明する資料を発注者に提出するものとする。

- ① ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- ② JISQ 15001 (プライバシーマーク)

#### 第138条 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

通報書は、別記様式第1号を用いるものとする。

不当介入 { } **不当要求  
業務妨害** 事案通報書

滋賀県 警察署長様  
大津市長様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受注者	所在地	(本社)	電話( ) - FAX ( ) -
		(現場事務所)	電話( ) - FAX ( ) -
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者 等	(通報者の職・氏名)	電話( ) -
(対応者) 所属会社名		電話( ) -	
氏名 ----- 役職 -----			
不当介入の 行為者	住所	電話( ) - FAX ( ) -	
	所属		
	役職		
	氏名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃 (元請・下請)(下請の場合は、現場事務所の所在地) 電話( ) - FAX ( ) -		
工事件名			
不当介入の 内容・被害 の状況	----- ----- -----		
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有・無	
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃	

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。  
 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。  
 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受注者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。  
 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

# 業務箇所位置図



高島市

業務箇所



京都市

安曇川



